

平成十四年三月

エネルギー憲章に関する条約の説明書

外務省

目次

ページ

| | | |
|----------|-----------------------|---|
| 一 | 概説 | 一 |
| 1 | 条約の成立経緯 | 一 |
| 2 | 条約締結の意義 | 一 |
| 3 | 条約の締結により我が国が負つこととなる義務 | 一 |
| 4 | 早期国会承認が求められる理由 | 二 |
| 二 | 条約の内容 | 二 |
| 1 | 定義及び目的 | 二 |
| 2 | 通商 | 二 |
| 3 | 投資の促進及び保護 | 三 |
| 4 | 雑則 | 四 |
| 5 | 紛争解決 | 五 |
| 6 | 経過規定 | 五 |
| 7 | 機構及び制度 | 六 |
| 8 | 最終規定 | 六 |
| 9 | 附属書 | 六 |
| 10 | 決定 | 九 |
| 三 | 条約の実施のための国内措置 | 九 |
| (参 考) | | 一 |

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 平成三年（千九百九十一年）十二月、ソ連（当時）及び中東欧諸国を含む欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリア及び我が国は、ソ連（当時）及び中東欧諸国のエネルギー分野の改革の促進を念頭に、エネルギー分野における企業活動並びに投資及び技術の交流を全世界的に促進する環境を創設すること等を目的とする政治宣言として「欧州エネルギー憲章」（以下「憲章」という。）を作成した。

(2) エネルギー憲章に関する条約は、憲章の内容を実施するための法的枠組みを創設することを旨として、平成三年（千九百九十一年）十月に開始された交渉の結果作成されたものであり、約三年間の政府間交渉を経て、平成六年（千九百九十四年）十二月十七日、リスボンにおいて採択された。

(3) なお、この条約は、平成十年（千九百九十八年）四月十六日に効力を生じている。我が国は、平成七年（千九百九十五年）六月十六日にこの条約への署名を行い、同日以降、この条約に定める署名国の義務として、第七部（機構及び制度）の規定を自国の法令に抵触しない範囲で暫定的に適用している。

2 条約締結の意義

この条約は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易並びにエネルギー分野における投資を促進すること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、エネルギー分野における経済的協力の強化に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) ガット第三条及び第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとらないこと。
- (2) 自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えること。

- (3) 迅速、適当かつ効果的な補償の支払を伴う等一定の条件を満たす場合を除くほか、他の締約国の投資家の自国の地域における投資財産を、国有化、収用等の対象としないこと。
- (4) 自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又は地域内への移転の自由を保証するもの。
- (5) この条約の締約国の間のエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易（少なくともいずれか一方の締約国がガット又は関係する関連文書の締約国でない場合におけるもの）については、千九百四十七年のガット及び関連文書の規定のうち特にこの条約で定めるものを適用すること。
- (6) この条約に基づき設立された事務局の費用を負担すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、欧州諸国を中心に既に四十六箇国が締結しており、エネルギー資源の輸入依存度の高い我が国としても、早期にこの条約を締結することにより、エネルギー分野における経済的協力の強化に寄与することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文五十箇条、末文、十四の附属書及び決定から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義及び目的（第一部）

- (1) 「エネルギー原料及びエネルギー製品」、「エネルギー分野における経済活動」、「投資財産」、「投資家」等の定義について規定している（第一条）。

- (2) この条約は、憲章の目的及び原則に従い、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設定する（第二条）。

2 通商（第二部）

- (1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品について、商業的条件によるエネルギーの国際市場への進出を促進するよう及び開放されたかつ競争的な市場を全般的に発展させるよう努力する（第三条）。

(2) この条約のいかなる規定も、ガットの締約国である特定の締約国の間において、当該締約国の間に適用されているガット及び関連文書の規定を書するものではない（第四条）。

(3) 締約国は、ガット第三条又は第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない（第五条）。

(4) 締約国は、エネルギー分野における経済活動に関し、市場の歪曲及び競争における障害を緩和するよう努力するとともに、単独及び共同の反競争的行為に対処するために必要かつ適当な法令を有し及びこれを実施することを確保する（第六条）。

(5) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を促進するために必要な措置をとる。当該措置をとるに当たっては、通過の自由の原則に沿うものとし、また、その出発地、仕向地若しくは所有による差別又は当該差別に基づく価格上の差別を設けてはならず、不合理に遅延させてはならず、また、不合理な制限又は課徴金を課してはならない。（第七条）

(6) 締約国は、商業的なかつ無差別の原則に基づいてエネルギーに関する技術の取得の機会を提供及び当該技術の移転を促進することを合意する（第八条）。

(7) 締約国は、他の締約国の会社又は国民に対し、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与並びに当該他の締約国の地域におけるエネルギー分野における経済活動に関する投資財産のため、同様の状況にある自国の会社若しくは国民又は他の締約国若しくは第三国の会社若しくは国民に与える条件のうち最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進するよう努力する（第九条）。

3 投資の促進及び保護（第三部）

(1) 締約国は、自国の地域において他の締約国の投資家が投資を行うことに関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えるよう努力する。また、締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与える。（第十条）

(2) 締約国は、他の締約国の投資家及び当該投資家又はその投資財産によつて雇用された重要職員が、関連する投資財産の形成、発展、経営、維持、使用、享受又は処分に関する活動を行うために自国の地域に入国し及び一時的に滞在することを要請する場合には、自然人の入国、滞在及び就労に関する自国の法令に従い、その要請を誠実に検討する（第十一条）。

(3) 締約国の投資家であつて、他の締約国の地域における戦争その他の武力紛争等によつて当該地域における投資財産について損失を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えられる。締約国の投資家であつて他の締約国の地域において軍隊又は当局による投資財産の徴発等により損失を被つたものは、いずれの場合においても、迅速、適当かつ効果的な原状回復、損害賠償又は補償が与えられる。(第十二条)

(4) 迅速、適当かつ効果的な補償の支払を伴う等一定の条件を満たすものである場合を除くほか、締約国の投資家の他の締約国の地域における投資財産は、国有化され、収用され、又は国有化若しくは収用と同等の効果を有する措置の対象としてはならない(第十三条)。

(5) 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又は地域内への移転の自由を保証する(第十四条)。

(6) 締約国又はその指定する機関が、他の締約国の地域における投資家の投資財産に関して、損害のてん補に係る契約又は保証契約に基づいて支払を行う場合には、当該他の締約国は、当該投資財産に対するすべての権利及び請求権が当該締約国又はその指定する機関に譲渡されることを認める(第十五条)。

4 雑則(第四部)

(1) 締約国は、エネルギー資源に対する国の主権及び主権的権利を認める(第十八条)。

(2) 締約国は、自国の地域におけるエネルギー・サイクルにおけるすべての活動から生ずる有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で安全性に適切な考慮を払いつつ最小にするよう努力する(第十九条)。

(3) 締約国は、この条約の適用を受ける事項に影響を及ぼす法令、司法上の決定等を締約国及び投資家が知ることのできるような方法によつて速やかに公表する(第二十条)。

(4) 特段の定めがある場合を除くほか、この条約のいかなる規定も、締約国の課税措置について権利を創設し又は義務を課するものではない(第二十一条)。

(5) 締約国は、自国が維持し又は設立する国家企業が自国の地域における物品及びサービスの販売又は提供に関連する活動を第三部

に定める締約国の義務に適合する方法で行うことを確保する（第二十二条）。

(6) 締約国は、この条約に基づき、この条約のすべての規定を遵守する完全な責任を有しており、また、自国の地域内の地域及び地方の政府及び機関によるその遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる（第二十三条）。

(7) 不可抗力によつて生ずる供給の不足という状況においてエネルギー原料及びエネルギー製品の獲得又は分配のために不可欠の措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等、この条約の特定の規定の適用上、例外となる措置について規定するとともに、自由貿易地域又は関税同盟の構成国としての地位から生ずる特恵的な待遇及び旧ソ連諸国間の経済協力に関する協定によつて与えられる特恵的な待遇は、この条約の最恵国待遇に関する規定の例外とする旨規定している（第二十四条）。

(8) 一定の条件を満たす経済統合に関する協定に定める特恵的な待遇については、この条約の最恵国待遇に関する規定の例外とする（第二十五条）。

5 紛争解決（第五部）

(1) 締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関する当該締約国と当該他の締約国の投資家との間の紛争であつて、第三部の規定に基づく当該締約国の義務の違反であると申し立てられるものについては、紛争当事者である投資家の選択により、この条約に定める条件に従い、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づく投資紛争解決国際センター、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置された仲裁裁判所等に付託することができる（第二十六条）。

(2) この条約の適用又は解釈に関する締約国間の紛争については、この条約に定める場合を除くほか、この条約に定める特別仲裁裁判所に付託することができる（第二十七条）。

6 経過規定（第六部）

(1) この条約の締約国間のエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易（少なくともいづれか一方の締約国がガット又は関係する関連文書の締約国でない場合におけるもの）については、附属書Gに定める例外及び規則等に従うことを条件として、この条約のすべての締約国が千九百四十七年のガット及び関連文書の締約国であるとみなして、千九百四十七年のガット及び関連文書によつて

規律する。ガットの締約国であるこの条約の締約国がガット第二条に規定する自国の譲許表の第一部に掲げるエネルギー原料及びエネルギー産品を輸入する場合には、当該譲許表に定める水準を超えて関税率又は他の課徴金を引き上げないよう努力する。（第二十九条）

(2) 附属書Tに掲げる締約国は、市場経済の要件に適合させるためには時間を要することにかんがみ、二千一年七月一日までの間、この条約の特定の規定に基づき義務の完全な遵守を一時的に停止することができる（第三十二条）。

7 機構及び制度（第七部）

- (1) エネルギー憲章に関する議定書及び宣言の位置付け等について規定している（第三十三条）。
- (2) エネルギー憲章会議の任務等について規定している（第三十四条）。
- (3) 事務局の設立、任務等について規定している（第三十五条）。
- (4) 憲章会議及び補助機関の会合の費用は、事務局の費用とみなす。事務局の費用は、締約国が負担するものとし、その額は、附属書Bに定める締約国の支払能力に従って決定する。（第三十七条）

8 最終規定（第八部）

- (1) 署名、批准等、改正、効力発生、脱退、寄託者、正文等について規定している（第三十八条から第四十四条まで及び第四十六条から第五十条まで）。
- (2) 署名国は、この条約が自国について効力を生ずるまでの間、自国の憲法又は法令に抵触しない範囲でこの条約を暫定的に適用することに合意する。ただし、署名国は、署名の際に暫定的適用を受け入れることができない旨の宣言を寄託者に送付することができる。もつとも、当該宣言を行った署名国も、第七部の規定については、自国の法令に抵触しない範囲で暫定的に適用する。（第四十五条）

9 附属書

(1) 附属書EM

「エネルギー原料及びエネルギー産品」に該当する品目を規定している。

(2) 附属書 N I

「エネルギー分野における経済活動」の定義において除外されるエネルギー原料及びエネルギー産品を規定している。

(3) 附属書 T R M

締約国がとっている第五条の規定に適合しない貿易関連投資措置に関し、当該措置に係る通報の態様、撤廃の期限等について規定している。

(4) 附属書 N

第七条(10)(a)(ii)の規定は、他の締約国の地域から出発して当該他の締約国の地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー産品の輸送であつて締約国の地域を通過するものを「通過」と定義しているが、この「通過」の定義上、例外とする通過について共同で登録する関係締約国を掲げている。

(5) 附属書 V C

自国の地域において投資を行うことに関し、他の締約国の投資家に対し内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えることにつき、新たな例外を導入しない意思を有する旨を自発的に約束した締約国を掲げている。

(6) 附属書 I D

第二十六条に規定する紛争を既に国内裁判所等に付託している場合について、同条の規定に基づいて国際的な仲裁又は調停に付託することに無条件の同意を与えない締約国を掲げている。

(7) 附属書 I A

第十条(1)第五段の規定は、他の締約国の投資家又は他の締約国の投資家の投資財産との間の契約上の義務を遵守する旨規定しているが、当該規定の下で生ずる紛争を国際仲裁等に付託することを、投資家に対して無条件に認めず及び締約国に対して認めない締約国を掲げている。

(8) 附属書 P

締約国の地域内の地域又は地方の政府又は機関の措置がこの条約に適合していないと特別仲裁裁判所が認める場合における特別

な紛争解決手続につき、この附属書の第一部において当該手続を利用することができる締約国を掲げ、この附属書の第二部において当該手続の具体的な内容を規定している。

(9) 附属書 G

第二十九条(2)(a)の規定は、この条約の締約国の間のエネルギー原料及びエネルギー産品の貿易（少なくともいずれか一方の締約国がガット又は関係する関連文書の締約国でない場合におけるもの）について、千九百四十七年のガット及び関連文書によって規律する旨規定しているが、当該規定を適用する上での例外及び規則について規定している。

(10) 附属書 T F U

第二十九条(2)(b)の規定は、旧ソ連諸国である締約国による貿易については、この条約に定める期限までの間、二以上の当該締約国間の協定によって規律することができる旨規定しているが、当該規定を適用する上での条件について規定している。

(11) 附属書 D

締約国間の紛争（少なくともいずれか一方の締約国がガットの締約国でない場合におけるものに限る。）であって、貿易に適用される第二十九条の規定の遵守に関するもの等について適用される特別な紛争解決手続について規定している。

(12) 附属書 B

事務局の費用を割り当てる方法について規定している。

(13) 附属書 P A

第四十五条(3)(b)の規定は、署名国が暫定的適用を終了させた場合には、暫定的適用の期間中に自国の地域に他の署名国の投資家が形成した投資財産に関する第三部及び第五部の義務については、暫定的適用の終了が効力を生ずる日の後二十年間、これらの投資財産に関し効力を有する旨規定しているが、当該規定を適用しない署名国について掲げている。

(14) 附属書 T

第三十二条の規定に基づいて経過措置をとることができる締約国を掲げるとともに、この附属書に掲げられた各締約国の経過措置の具体的内容（関係規定、各規定の完全な実施に向けての段階、各措置をとる期限等）について規定している。

10 決定

この条約の規定に対する特例措置を規定している。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。
- 2 この条約の実施のため、事務局の費用に係る分担金を支払うための予算措置を必要とする。

(参考)

1 採択 平成六年十二月十七日 リスボンにおいて採択

2 効力発生 平成十年四月十六日

3 署名国 五十箇国

アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、サイプラス、チェッコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本国、カザフスタン、キルギス、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドヴァ、オランダ、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、連合王国、ウズベキスタン、欧州共同体

4 締約国 平成十四年二月一日現在 四十六箇国

アルバニア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、サイプラス、チェッコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、カザフスタン、キルギス、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マルタ、モルドヴァ、モンゴル、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、連合王国、ウズベキスタン、欧州共同体

5 暫定的適用国

(1) この条約全体を暫定的適用している国
ベラルーシ、ロシア

(2) 第七部（機構及び制度）の規定のみを暫定的適用している国

オーストラリア、アイスランド、日本国、ノールウェー